フロン類の回収に係る十分な知見を有する者の資格を説明する書類(例)

法施行規則第40条第2号に規定する十分な知見を有する者は次のとおりです。

氏名	資格の区分	経験年数	回収した主な冷凍	冷媒の種類
		(年)	空調機器の種類	

資格の区分

- 1 冷媒フロン類取扱技術者
- 2 冷媒回収推進・技術センター (RRC) が認定した冷媒回収技術者
- 3 高圧ガス保安法に基づく高圧ガス製造保安責任者(冷凍機械)
- 4 冷凍空気調和機器施工技能士
- 5 高圧ガス保安協会冷凍空調施設工事事業所の保安管理者
- 6 フロン回収協議会等が実施する技術講習会合格者
- 7 冷凍空調技士 (日本冷凍空調学会)
- 8 技術士 (機械部門 (冷暖房・冷凍機械))

年 月 日

住 所 氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

富山県知事殿

- 注) 1 この表は、フロン類の回収を行う者又は回収に立ち会う者について記入すること。
 - 2 資格の区分欄には、該当する資格の番号を記載すること。
 - 3 フロン類の回収を行う者又は回収に立ち会う者の資格を証明する書類を添付すること。